

審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第 6 条第 3 項
処 分 の 概 要：保管場所標章の再交付
原 権 者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則第 8 条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先：申請書は、自動車保管場所の位置を管轄する警察署交通課窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署交通課または警察本部交通規制課 規制第三係 (電話 018-863-1111 内 5192)
備 考：